

直島町教育大綱

令和7年3月

直島町総合教育会議

「直島町教育大綱」の改定にあたって

直島町は、瀬戸内海の小さな離島です。しかし、教育については、歴代の町議会や町当局、また町民の皆さま方の多大なご理解やご協力・ご支援を得て、様々な先進的な教育実践を積み重ねてまいりました。全国に先がけての幼保一元化の取り組み、昭和51年度から始めている幼小中一貫教育、昭和63年度から独自に外国語指導助手（ALT）を採用しての先進的な英語教育、これら数々の教育の大きな成果を、小さな島から発信してきています。

これからも、よき伝統を継承しつつ、子どもたちが誇りと愛着を持ち続けられる「ふるさと直島」であるためには、様々な今日的な課題を克服していかなければなりません。現在、人口減少や人手不足への対応、国際化や情報化に即した対応、児童生徒の複雑化・多様化する課題への適確な対応等、本町教育は様々な課題に直面していますが、どのような状況に置かれていても、子どもたちに夢と生きる力を確実に育み、地域にさらなる活力を生み出していく必要があります。

この度、このような成果や課題等を受けて、平成28年1月に策定された直島町教育大綱を、今日的課題やそれらに対処する方策等を盛り込みながら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、「直島町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として改定しました。

この大綱が、直島教育や文化振興等の一層の充実・発展と直島町のさらなる活性化に資することを祈念するところです。

I 学校教育

1 基本目標

- 幼保連携型認定こども園における幼児教育・保育及び子育て支援の充実を図る。
- 幼小中一貫教育の徹底を図り、その実効を上げる。
- 少人数指導や小学校における教科担任制を推進し、基礎学力の向上を図る。
- 小規模校の特色や情報機器の特長を生かし、一人一人の適性と能力に応じた個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進する。
- 国際社会に生きる日本人としての資質を養う国際理解教育・英語教育を推進する。
- いじめのない園・学校づくりを視野に入れた道徳教育や人権尊重の教育を充実させる。
- 気候変動や環境問題の重要性への認識を深める環境教育を推進する。
- 健康・体力の向上と安全教育を充実する。
- 就学を奨励し、特別支援教育を充実する。
- 園児・児童・生徒の健全な成長のため、食育及び学校給食の充実を図る。
- 教員配置の充実に努め、研修体制を整備する。
- 校舎等の長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき保全工事を実施する。

2 就学前教育の充実

(1) 幼保連携型認定こども園の教育・保育及び子育て支援の充実

社会環境の変化に伴い、幼児の心身の発達の早期化傾向や多様化がさらに進むと予想される。また、男女共同参画社会の進展によって、幼児期における教育・保育や子育て支援が一層重要になってきている。

本町が全国に先がけて昭和49年に制度化した幼保一元化方式は、この分野における先駆者として、これまで高く評価されてきた。その長年培ってきた幼保一元化の成果を生かしつつ、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の趣旨に則り、幼児教育の内容を一層充実させるために、次の諸事項を推進する。

- ① 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を十分に踏まえた教育・保育の充実
- ② 2号認定・3号認定の適正化
- ③ 幼保連携型認定こども園の実効を上げるための保育教諭等の適正配置
- ④ 保護者のニーズに応え、子ども一人一人に即した教育・保育を行うための職員配置
- ⑤ 職員の長期在任に伴う弊害を防止するための積極的な組織改革及び研修等の充実
- ⑥ 子育て支援のあり方の継続的な見直しと一層の充実
- ⑦ PTAや家庭教育学級などを通じた若年保護者教育の推進
- ⑧ こども誰でも通園制度の適正な実施

(2) 幼保連携型認定こども園の整備・充実

- ① 自然と親しみ、たくましい体力と運動機能の基礎をつくる環境整備の推進
- ② 幼児学園の施設を、より有効かつ効率的に運用するための見直しと整備
- ③ 教材・遊具等の効果的かつ経済的な運用
- ④ 安全・安心な環境づくりの見直しと整備

3 義務教育の充実

本町の豊かな自然・生活環境や小規模校の特色を生かし、義務教育において期待されている知育・徳育・体育の全領域で最大の効果が達成されるよう、次の諸項目を中心として推進する。

(1) 幼小中一貫教育の一層の推進と各校種の教育活動の充実

「直島の子どもたちに付けたい力」を明確にするとともに、それらを幼小中が共有し、具現化をめざして、幼小中の10余年を見通した継続性・系統性・一貫性のある教育をさらに充実する。また、学校運営協議会との連携・協力を図りつつ、幼小中が各校種の独自性を生かした日々の教育活動を工夫・充実させる。

(2) 英語教育と国際理解教育の充実

本町独自の伝統を持ち、大きな成果を上げてきた英語教育充実をめざした教育活動を継続・発展させる。また、国際化・価値の多様化等に対応できる児童・生徒を育成するために、外国語指導助手（ALT）やデジタル教科書の効果的活用等を工夫する。

(3) 基本的な生活習慣の定着と道徳教育や人権尊重の教育の充実

学校の全教育活動を通じて、発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。また、「いじめのない学校」づくりを視野に入れた道徳教育や人権尊重の教育の充実を図る

(4) ICT（情報通信技術）機器の整備と効果的な活用

時代に即応する教育機器の継続的な整備を推進し、効果的活用によって情報リテラシーを向上させつつ、個別最適で協働的な学習指導の充実を図る。

(5) 環境教育の推進

直島の子どもたちに気候変動や環境問題の重要性を認識させ、島内清掃活動やごみ収集体験、緑化ボランティア等も取り入れて、環境教育の推進を図る。

(6) 健康・体力の向上と安全教育の充実

学校医・家庭との連携による児童・生徒の健康の保持・増進と体力向上のため、保健・体育活動の推進を図るとともに、安全教育の一層の充実を図る。

(7) 食育・学校給食の充実

望ましい食生活についての知識・理解を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けさせるための指導を、家庭と協力し合いながら推進する。また、学校給食を通して食習慣を形成するとともに、栄養の改善及び健康増進を図る。

(8) 読書指導の充実

発達段階に応じて子どもが読書への関心を高めていけるよう、学校、家庭、行政が連携・協力しながら充実を図る。

(9) 教職員の資質向上

長期的展望に基づく学校の管理運営体制を確立し、直島教育の実効を上げるために、教職員の資質向上と使命感の高揚を図る。

4 特別支援教育の充実

(1) 就学前の特別支援教育を推進するために、特別支援教育担当の保育教諭を配置する。

(2) 特別支援教育を充実させるため、特別支援教育支援員の配置に努める。また、必要に

応じた施設・設備の充実を図る。

5 幼保連携型認定こども園・学校施設の長寿命化の実施

園舎・校舎を計画的に保全して長寿命化を図る。

II 生涯学習

1 基本目標

- 指導體制の確立と社会教育団体の育成を図る。
- 町民の生涯学習の場である社会教育施設の整備を図る。
- 人権・同和教育の推進を図る。
- 青少年の健全育成を図る。
- 成人教育の振興・充実を図る。
- 文化事業の振興・支援に努め、町民参加の文化活動を推進する。
- 放課後子ども教室（学校外活動）を地域の実態やニーズに応じて充実する。

2 生涯学習体制の確立

(1) 指導體制の確立

社会教育の民間指導者や講師等の確保に努める。

(2) 社会教育団体の育成

社会教育活動の中核となる社会教育団体の活性化を図るため、物心両面にわたる支援に努める。また、課題となっている青年活動について、その活性化を図る。

3 社会教育施設の整備・充実

(1) 公民館等の社会教育関連施設の整備

社会教育活動の拠点となる公民館等を、地域住民の生涯学習の場として、また、新しいコミュニティの核として、多様な機能を持つ施設として運用・整備する。

(2) 公民館事業の拡充

公民館には、各種の学習活動や文化活動の要請に対処しうる教材・図書・機器・資料等を整備・充実する。また、公民館活動の母体となる青少年・成人及び高齢者層の組織の充実を図るほか、地域・職域、趣味・教養等を通じ、自主的な活動をするグループ等の育成にも努める。

4 人権・同和教育の推進

身の回りに存在する「女性の人権」、「子どもの人権」、「高齢者の人権」、「部落差別の解消」等の様々な人権課題について、自ら気づき、考え行動する人権尊重の意識を向上させるため、「直島町差別をなくし、人権を擁護する条例」を基本理念として、学校や地域、企業において人権講演会の開催等により人権・同和教育を推進する。

5 青少年教育の充実

(1) 青少年教育活動の充実

青少年の育成の段階に応じた手段と方法で、個人として、また社会の一員として人生に生きがいを見だし、物事を正しく判断する能力を養い、生涯を力強く生き抜くことのできる人づくりを目的に、次の諸項目を推進する。

- ① 子ども会活動や子育て支援事業を中心に、子どもたちの自主性の育成を図るとともに、できるだけ多くの保護者らの活動や研修への積極的参加を働きかける。
- ② 生涯学習時代にふさわしい学校外活動の充実を図る。また、地域または文化活動等に基盤を置く青年グループを育成し、青年活動の活性化を図る。

(2) 相談・補導の充実

町民参加による青少年育成連絡協議会の組織強化を推進し、地域ぐるみの非行防止活動を活性化し、健全育成の成果を上げるよう努める。

(3) 学校外活動の充実

- ① 学校外での児童・生徒の生活の充実を図るため、学校外活動を実施し、生涯学習の基礎づくりを行う。
- ② 文化協会、体育協会等と連携を密に取って、学校外活動の指導者確保に努める。

(4) 地域学校協働活動の充実

児童・生徒が青年活動に参加することを奨励するとともに、学校支援ボランティア活動を推進し、地域連携クラブ活動・地域クラブ活動の実現に努める。

6 成人教育の充実

(1) 成人教育の積極的な振興

成人教育については、現在、公民館文化講座、シルバーカルチャー教室等で学習の機会を設けている。今後は、公民館講座のさらなる内容充実と各種団体の自主的活動の一層の促進を図り、成人教育の積極的な振興を推進する。

(2) 男女共同参画意識の高揚

あらゆる機会を通じて家庭と女性の問題を始め、広く経済・社会・文化等、多様な分野における男女共同参画意識の高揚・啓発について充実を図る。

(3) 高齢者教育の充実

高齢化社会で、楽しく、生きがいを感じながら生活していくために、シルバーカルチャー教室等の各種講座を充実させるなどして学習の機会を拡充し、健康年齢を維持したり、生涯にわたって学習を続けたりする意欲の向上を図る。さらには、高齢者の持つ貴重な経験と知恵を生かした社会参加を促進する。

III 生涯スポーツ

1 基本目標

- 町民各々の目的やライフスタイルに応じた生涯にわたる健全なスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る。

2 スポーツ・レクリエーション施設の整備

(1) 現有施設の整備・充実

現有施設を整備・充実し、スポーツ・レクリエーション活動に効果的に活用できるものとなるよう努める。

(2) 学校体育施設の整備

学校体育施設の整備・充実を進め、社会体育への施設開放によって、その効果的利用を図る。

3 スポーツ・レクリエーションの普及と振興

(1) スポーツに関する意識の啓発と魅力あるスポーツイベントの企画

町民の多様化するニーズに応えるため、スポーツに関する意識の啓発と魅力あるスポーツイベントを企画して、参加の促進を図る。

(2) 指導者の育成と資質の向上

スポーツ団体の育成については、町体育協会をはじめ、その他のスポーツ団体が、より自主的に運営できるよう指導者講習会・研修会等を開催して、指導者の育成と資質の向上を図る。

(3) スポーツ教室等の開催

スポーツ人口の増加と、地域の各種対象者層に適した種目のスポーツ普及を図るため、初心者向けスポーツ教室・講座・講習会等を積極的に開催する。

(4) コミュニティづくりの促進

地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図り、スポーツを通してコミュニティづくりを推進する。

(5) 町民体育祭の開催

幼小中合同運動会との連携を図りつつ、スポーツ推進委員等の協力を得て町民体育祭を開催し、町民の一体感の醸成や地域の活性化に寄与する。

(6) 近隣市町とのスポーツ交流の推進

近隣の市町とのスポーツ交流を推進し、スポーツ・レクリエーションを通して、よりよい地域づくりに寄与する。

IV 芸術・文化

1 基本目標

- 芸術・文化の振興を図るため、芸術・文化関係の諸行事を計画的に実施するとともに、後継者対策を重点課題とし、文化団体の育成・助成や施設の整備等を図る。
- 文化財の調査・保存・管理と、その公開・活用に努める。

2 地域文化の振興

町民の活動の基盤となる直島ホール等の文化施設の整備・充実、文化諸行事の実施、指

導者の確保や後継者の育成に努めるとともに、町民の文化活動への自主的参加を促進し、より活性化させるため、町文化協会等の団体の活動を支援する。

3 地域を取り込んだ芸術活動の促進

芸術・文化の担い手は、一人一人の町民であることを踏まえ、幼少時から芸術・文化と出会い、ふれあえる環境を生かして、地域を取り込んだ芸術活動等について、町民・企業・行政が一体となって取り組む。

4 文化財の保護

- (1) 町民の歴史的な共有財産である文化財の実態を把握し、町指定等による保存と管理に努めるとともに、公開展示して、郷土の新しい文化創造の資料として活用する。
- (2) 社会教育施設・文化施設の整備計画等と総合的な調整を行い、埋蔵文化財・民俗資料等の収蔵庫及び展示のための施設整備を推進する。

V 国際交流

1 基本目標

- 国際交流についての情報の収集及び提供を行い、時代や地域のニーズに合わせた国際社会に対応していくための地域づくりを推進する。
- 海外からの来訪者との国際交流を推進する。

2 国際交流のための環境の整備

- (1) 町民にむけて、国際理解推進のための意識啓発を推進する。
- (2) 外国人に向けてだけでなく、子どもたちの外国語教育の一環として、案内板・標識・パンフレット等の外国語併記を検討する。
- (3) 直島町国際交流推進協議会が企画・立案する諸行事等を実施・充実させることによって、地域の伝統や文化等を理解する意識・態度を育成するとともに、小・中・高・一般という幅広い世代に対して、国際感覚豊かな人材育成を推進する。

3 多様な国際交流の推進

- (1) 小・中学生に対する外国語指導助手（ALT）による英語教育に加え、青壮年や高齢者との交流を大切にして、異文化や言語、多様な価値観に対する理解を深め、新鮮な感覚を持った人材の育成を図る。
- (2) 直島町国際交流推進協議会が中心となって、次の事業等を計画・実施する。
 - ① Naoshima EGG による英語ガイド活動、事前に開催する英語ガイド養成講座を計画的に実施し、その充実を図る。
 - ② 直島町が長年積み重ねて実績を残してきた英語教育の発展的な学びの場として、中学・高校生の海外研修を企画・実施する。
 - ③ 海外からの観光客増加に対応するため、「おもてなし English」の活動が広く町民に

まで広がるよう、企画・推進に努める。

- (3) 新しい国際交流や地域交流を始めるための調査・研究を検討するとともに、それらの推進に対して、最大限の支援を行う。